

第1回河北採択地区協議会

議事録

令和5年6月13日（火）

議 事 録

第 1 回河北採択地区協議会 議事録	
招集年月日	令和 5 年 6 月 1 3 日 (火)
招集の場所	内灘町役場 3 階 3 0 1 会議室
開 会	令和 5 年 6 月 1 3 日 (火) 午後 5 時 5 5 分宣告
出席委員	会 長 中 村 壽
	会長職務代理 山 本 祝 男
	委 員 粕 野 武 利
	委 員 山 越 充
	委 員 吉 田 克 也
	委 員 桐 山 一 人
	委 員 ■ ■ ■ ■ (非公開)
	委 員 ■ ■ ■ ■ (非公開)
	委 員 ■ ■ ■ ■ (非公開)
	委 員 ■ ■ ■ ■ (非公開)
	委 員 ■ ■ ■ ■ (非公開)
	委 員 ■ ■ ■ ■ (非公開)
	委 員 ■ ■ ■ ■ (非公開)
欠 席 委 員	なし
事務局職員	かほく市教育委員会学校教育課長補佐 北 井 淳之輔
	学校教育課主事 油 野 真 佑
	津幡町教育委員会学校教育課副主幹 藏 本 あゆみ
	学校教育課係長 入 江 慎太郎
	内灘町教育委員会学校教育課長 法 利 康 博
	学校教育課課長補佐 古 賀 敦 子

協 議 ・ 報 告 事 項

報告事項

- (1) 河北採択地区協議会委員の委嘱について
- (2) 河北採択地区協議会の会長及び会長職務代理の選出について

議件

- (1) 令和 6 年度使用教科書の採択方針について
- (2) 教科用図書研究委員会研究員の委嘱について

その他

- ・ 今後の教科用図書採択スケジュールについて
- ・ 現在使用中の教科用図書発行者について

開 会

【事務局】

ただ今から、令和 6 年度使用小学校教科用図書選定に係る「第 1 回河北採択地区協議会」を開催いたします。

まず初めに、お手元にあります資料に基づき、報告事項について、事務局より説明させていただきます。

報告事項

(1) 河北採択地区協議会委員の委嘱について

(2) 河北採択地区協議会の会長及び会長職務代理の選出について

【事務局】

(河北採択地区協議会委員の委嘱、河北採択地区協議会の会長及び会長職務代理の選出について説明)

【事務局】

それでは、協議会規約第 10 条第 2 項により、「会長は、協議会の会議の議長となる」、と規定しておりますので、進行を中村壽会長にお願いいたします。

議件

(1) 令和 6 年度使用教科書の採択方針について

(2) 教科用図書研究委員会研究員の委嘱について

【会長】

それでは、改めまして、会長の中村でございます。

来年度から河北郡市の小学校で使用する全教科の教科書の選定する必要がございます。皆様の慎重な審議を、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って議事進行をさせていただきます。

議件の 1 点目、令和 6 年度使用教科書の採択方針について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

(令和 6 年度使用教科書の採択方針について説明)

【会長】

採択方針について、説明が終わりました。皆さんからご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

【会長】

当協議会の採択方針につきましては、石川県教育委員会の採択方針と同様の方針として承認してよろしいでしょうか。よろしいようでしたら拍手を持って承認をお願いしたいと思います。

(拍手)

【会長】

ありがとうございました。

次に議件の2点目、教科用図書研究委員会研究員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

(教科用図書研究委員会研究員の委嘱について説明)

【会長】

教科用図書研究委員会研究員の委嘱について、説明が終わりました。皆さんからご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

【会長】

それぞれの教育委員会が慎重に意見を重ねてまとめました研究委員会研究員の(案)について、承認してよろしいでしょうか。よろしいようでしたら拍手を持って承認をお願いしたいと思います。

(拍手)

【会長】

教科用図書研究委員会研究員は、原案のとおり、承認することといたします。

その他

- ・ 今後の教科用図書採択スケジュールについて
- ・ 現在使用中の教科用図書発行者について

【会長】

その他に移ります。今後の教科用図書採択スケジュール、現在使用中の教科書発行者について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

(今後の教科書採択スケジュール、現在使用中の教科書発行者について説明)

【会長】

説明が終わりました。皆さんからご質問はありませんか。

(意見・質問なし)

閉 会

【会長】

以上で、本日の会議は終了となります。

次回についてですが、先ほどのスケジュール説明の中にもございましたが、8月2日水曜日、午後5時からこの会場で予定しておりますので、よろしくをお願いします。

ただ、資料10ページの規約第10条の規定で「協議会の会議は、委員の過半数かつ第5条第1項第1号の委員全員が出席しなければならない」となっており、第5条第1項第1号の委員というのは、各市町委員会の教育長職務代理者であり、前の時にご不幸があり、日程が延びたということがありました。教育長職務代理者が全員出席をしなければならないのかどうかというのはいかがなものでしょうか。1人の欠席で皆様にご迷惑がかかるようなことができません。

【職務代理】

法律上はどうなっていますか。

【事務局】

文部科学省における採択地区協議会の規約の例では、教育長職務代理者が全員出席をしなければならないとはなっておりません。文部科学省の規約の例を参考に改正させていただけたらと思います。

【職務代理】

規約改正の権限はどこにありますか。この協議会になりますか。

【事務局】

協議会委員の皆様の意見を聞きまして、各市町教育委員会会議において議案とし可決されることが必要か、河北郡市教育長会で協議いただければ改正できるのか確認させていただきます。次回協議会までには、委員の皆様の結果をご報告させていただきます。

【委員】

規約の改正については、第2回協議会以前に決定しておく必要があり、各市町教育委員会会議において規約の改正が必要であれば、7月に可決しておく必要がある。その場合、各市町教育委員会において案は一致している必要があり、規約改正案を作成するのは事務局ということでしょうか。

【事務局】

規約改正案は、事務局で作成させていただきます。

【事務局】

本日は、皆様にはお忙しい中ご参加いただき、誠にありがとうございました。第1回河北採択地区協議会を閉会いたします。なお、研究委員会委員会研究員の委嘱についての資料については、回収させていただきますので、机の上に置いてお帰りいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

午後6時15分閉会